

企画競争実施の公示

令和2年2月21日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局富士砂防事務所長 加藤 仁志

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名 令和2年度 富士砂防管内広報案内補助業務

(2) 業務内容

本業務は、地域住民等に富士砂防事務所の事業に理解を深めてもらうことを目的とする。富士砂防事務所の事業推進のための広報事業に係る資料作成及び運営を行うものである。

(3) 予定履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和1・2・3年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の東海・北陸地域又は関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 企画提案書等の提出期限から見積決定日までの期間に中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く）でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 管理技術者に関する要件

以下のいずれかの資格等を有するもの

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会 1 級土木技術者
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）、公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※1）
- ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者（※2）（技術士部門と同様の部門に限る）

※1 「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは以下のとおり

- ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）Ⅰ種又はⅡ種

※2 RCCM試験に合格しており転職等により、登録ができない立場にいる技術者を含む。

(7) 業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成22年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和元年度完了予定も含む）において、1件以上の実績を有すること。

ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（未完了の業務は含まない）の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成22年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める（ただし、照査技術者として従事した業務は除く）。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

- 1) 同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、行政補助業務
- 2) 類似業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務

3. 手続等

(1) 担当部局

〒418-0004 静岡県富士宮市三園平 1100

中部地方整備局 富士砂防事務所 総務課

電 話 0544-27-5221 (内線 220)

F A X 0544-27-8759

電子メール：cbr-keifujis@mlit.go.jp

- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和2年2月21日から令和2年3月16日まで、(1)に同じ。
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和2年3月16日 16時00分 (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)、ファクシミリ又は電子メールによること。
- (4) 説明会の日時及び場所等
説明会は実施しない。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
ヒアリングは実施しない。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、提案者の内容によっては、特定する者が存在しないこともある。
- (4) その他の詳細は説明書による。